

平成 20 年度実施方針

研究開発推進部

1. 件名

(施策名) 技術革新の促進・環境整備、省エネルギーの推進、エネルギーの高度利用・エネルギー源の多様化（新エネ PG、燃料 PG）、工業標準・知的基盤の整備、国際共同研究の助成
産業技術研究助成事業（若手研究グラント）

2. 根拠法

独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法（平成 14 年法律第 145 号）
第 15 条第 1 項第 3 号

3. 背景及び目的

我が国の産業技術の主要な担い手である産業界においては、研究開発投資を事業化のため応用・開発研究に集中していく傾向にあり、自らでは実施が困難な長期的かつリスクの高い研究を、大学や独立行政法人等に対して大いに期待しているところである。

しかしながら、このような産業界のニーズに適合した研究が必ずしも大学や独立行政法人等において実施されていないとの指摘もなされており、大学・独立行政法人等において、産業競争力の強化に資する研究が促進される仕組みが必要とされている。

このため、産業技術力強化の観点から、大学・研究機関等の若手研究者又は研究チームが取り組む産業応用を意図した研究開発を助成することにより、産業界及び社会のニーズに応える産業技術シーズの発掘・育成や産業技術研究人材の育成を図ること、また、優れた研究を行う国際共同研究チームに対して研究費を助成することにより、産業技術の国際的なレベルの向上や新規産業創出のための基盤形成を図ることを目的として、本制度を実施する。

これにより、産業技術力強化と新規産業創造に資するのみならず、産業、民生業務、民生家庭、運輸の各部門における最終エネルギー消費量の低減、新エネルギーの導入、我が国の一次エネルギー供給に占める石油依存度及び運輸部門における石油依存度の引き下げに資することを目的とする。

4. 事業内容

4.1 事業概要

産業技術力強化のため、大学・国立研究所・独立行政法人・公設試験研究機関・特殊法人（非株式会社形態のもの）等（以下「大学・研究機関等」という。）において取り組むことが産業界から期待される技術領域・技術課題を提示した上で、大学・研究機関等の若手研究者（個人又はチ

ーム) から研究テーマを公募し、優れた研究テーマに対して助成金を交付する。

4.2 事業方針

〈助成要件〉

(1)対象事業者

以下の条件を満たす研究者（個人又はチーム）を対象とする。

なお、審査においては原則として 40 歳未満の研究者の提案を優先して採択する。また、本事業で過去に研究代表者として採択されたことがある研究代表者による提案は、採択されたことがない研究代表者による提案と同等の評価の場合には、後者を優先して採択する。

区分	分野	形態	所属機関	所在地	国籍	年齢
A	ライフサイエンス	個人又はチーム	大学・研究機関等（財団法人・社団法人を含む。）	日本	不問	研究代表者：原則 40 歳未満、原則研究分担者：40 歳未満
〃	情報通信	〃	〃	〃	〃	〃
〃	ナノテクノロジー・材料	〃	〃	〃	〃	〃
〃	製造技術	〃	〃	〃	〃	〃
B	環境エネルギー	〃	〃	〃	〃	〃
C	革新的融合	〃	〃	〃	〃	〃
D	産業技術に関する社会科学	〃	大学・研究機関等（財団法人・社団法人を除く。）	〃	〃	〃
E	インターナショナル	チーム	大学・研究機関等（財団法人・社団法人を含む。）	研究代表者：日本、研究分担者：外国を含むこと	研究代表者：日本、研究分担者：外国を含むこと	研究代表者：原則 40 歳未満、研究分担者（日本）：原則 40 歳未満、研究分担者（外国）：40 歳未満を含むこと

(a) 所属機関の要件

以下の①、②のいずれかに該当すること。

①日本国内に所在し、自ら研究開発を実施する次のいずれかに該当する大学・研究機関等であること。

- i) 大学（大学校は含まない。）
- ii) 大学共同利用機関
- iii) 短期大学
- iv) 高等専門学校
- v) 国立研究所
- vi) 独立行政法人
- vii) 公設試験研究機関
- viii) 特殊法人であって非株式会社形態のもの（法律により直接に設立された法人）
- ix) 財団法人（ただし、研究開発を目的とし、自ら研究開発を行うことができる研究施設を保有している、民法第 34 条に基づいて設立されたもの。D 区分は不可。）
- x) 社団法人（ただし、研究開発を目的とし、自ら研究開発を行うことができる研究施設を保有している、民法第 34 条に基づいて設立されたもの。D 区分は不可。）

②海外に所在し、自ら研究開発を実施する大学・研究機関等であること（E 区分のみ可。民間企業を除く。）。

(b) 研究代表者の要件

公募締切日において、常勤又は大学・研究機関等の雇用によるみなし常勤（注記 1）の研究者であり、かつ日本国内に所在する研究者であって、国籍及び年齢が上記の表のとおりであること。

研究代表者は、研究開発期間を通じて研究開発に責任を持つこと。研究チームの場合は、研究代表者は研究チームを代表して研究計画を作成し、連携の効果的・効率的な遂行の中心的役割を果たす人物を選定すること。さらに、研究代表者は研究チームの経費の管理を行うこと。また、NEDO 技術開発機構との意思疎通を日本語で行えること。

原則として、研究開発期間中の研究代表者の交替は認められない。研究代表者が研究開発期間中に海外出張・赴任等のために長期にわたって研究開発を実施できないとあらかじめ予想される場合は応募できない。

現在、本事業で助成中の研究代表者は、現在の助成期間と今回応募する助成期間が重なる場合には、原則として今回の公募の研究代表者になれない。

(c) 研究分担者の要件(チームの場合)

公募締切日において、常勤、大学・研究機関等の雇用によるみなし常勤（注記 1）又は非常勤三要件（注記 2）の研究者であり、所在地、国籍及び年齢が上記の表のとおりであること。

研究チームは、提案する研究開発内容を適切に実施する能力を持つ研究者で構成されていること。また、単に各研究者が分担して研究を行うだけでなく、研究者が相互に密接に連携し、有効性の活かせるチームであること。

なお、区分 E においては、採択後、あらかじめ助成対象となる研究を通じて得られる知的財産

権の帰属及びその実施権譲渡に係る調整を、研究代表者の主導のもとに行う旨の合意書の写しを NEDO 技術開発機構に提出すること。

注記 1: みなし常勤

大学・研究機関等の雇用による非常勤（給与全額を企業等から支給されている場合は含まれない。）ではあるが、実態上は常勤同等と認められる勤務形態、すなわち、大学・研究機関等に研究の場を持ち、かつ週 5 日以上勤務していることを指す。

注記 2: 非常勤三要件

大学・研究機関等の雇用による非常勤（給与全額を企業等から支給されている場合は含まれない。）の研究者が研究分担者として参加するために必要とする、以下の三要件を指す。

- ①研究計画の遂行に欠くことのできない役割を果たすとともに、その分担する研究開発の遂行に責任を負うものであること。
- ②勤務形態からみて、確実に当該研究に参加し得ることが、非常勤として勤務している大学・研究機関等において確認されていること。
- ③非常勤として勤務している大学・研究機関等において研究の場を有していること。

(d) 研究開発の実施場所の要件

原則として、研究代表者及び研究分担者が各々所属する大学・研究機関等を実施場所とする。ただし、既に存在する研究場所であって、本研究開発を円滑に実施できると認められる場合は、この限りではない。

(2) 対象研究開発テーマ

本年度においては、以下の条件を満たす研究テーマを対象とし、助成する。

ただし、ヒトクローンに係るもの、原子力に係るもの、経済産業省の所掌外のもの（例：医薬品・農薬・食品そのものの開発、臨床研究・試験、ロケット打ち上げ研究）などは対象外とする。

(a) 研究テーマ

ライフサイエンス、情報通信、ナノテクノロジー・材料、製造技術、環境エネルギー、革新的融合、産業技術に関する社会科学、国際的な各分野に係る研究テーマとする。

また、各分野について産業界から期待される技術課題を適宜・適時、設定し、公募を行う。

(b) 研究開発の段階

研究者がこれまで取り組んできた基礎研究の成果（技術シーズ）を踏まえ、さらに研究を進展させることにより、研究成果が実用化・事業化に移される可能性を持つ目的指向型の創造的な基礎研究（産業技術シーズの発掘に資する新たな知識を得るための理論的又は実験的研究）又は応用研究（基礎研究成果の応用のための研究）を対象とする。

区分 A 及び B の研究開発期間 4 年（中間評価ゲート方式）のステージ I（前半 2 年）では、産業応用に向けた課題解決につながることを目標設定し、育成する期間とする。

ステージⅡ（後半２年）では、企業との共同研究につながるように目標設定し、育成する期間とする。

区分 A 及び B の研究開発期間 2 年間のテーマは、企業との共同研究につながるように目標設定した提案であること。

(3) 審査項目

評価項目		評価内容
技術的観点からの評価	① 研究開発目標の妥当性	<ul style="list-style-type: none"> ・ 目標は具体的かつ明確に設定されているか ・ 目標レベルは世界的に見て高いか (A、B、C 及び E 区分) ・ 競合技術との比較の上、適切な目標設定ができているか。(A、B 区分) ・ 中間目標は当該時点迄に達成すべき目標として適切に設定されているか (A、B 区分)
	② 研究開発計画の妥当性	<ul style="list-style-type: none"> ・ 緻密かつ具体的な研究計画となっているか (A、B、D 及び E 区分) ・ 十分な予備研究の成果を踏まえた、実現性の高い研究計画となっているか (A、B、D 及び E 区分) ・ 実現性の高い研究計画とスケジュールであるか。(C 区分) ・ 提案者は当該提案を遂行する能力を有しているか (A、B、C 及び D 区分) ・ 研究期間、研究費総額及びチームの場合のチーム研究実施の必要性は妥当であるか (A、B、C 及び D 区分) ・ 研究期間、研究費総額及び国際連携研究実施の必要性は妥当であるか (E 区分) ・ 有効かつ適切な国際連携が図られているか (E 区分)
	③ 研究開発内容の新規性・独創性・革新性（・融合性 (C 区分)）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 最新の研究開発動向に照らして、新規性は認められるか。 ・ 研究開発内容に独創性は認められるか。 ・ 研究開発内容にアッと驚くような斬新性、独創性は認められるか。(C 区分) ・ これまでに試みられていない異分野の研究の融合による革新性が認められるか。(C 区分) ・ 飛躍的に技術レベルを高めるブレークスルーポイントがあるか。(A、B 及び E 区分) ・ 従来・類似技術、先行研究動向等、競合他者を認識できおり、技術的な優位性が認められるか。(A、B 及び C 区分) ・ イノベーション（競争力の源泉）の要因を合理的根拠で示唆し得るものか。(D 区分)

産業応用化の観点からの評価	④実用化（産業・社会への応用（D区分））の可能性	<p>(A、B、C及びE区分)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・研究目標達成後、成果は実用化・事業化に結びつく可能性はあるか ・想定する製品やサービス等、実用化イメージは明確か ・研究成果の実用化に向け、現時点で有用な特許を有するか ・今後の特許出願に関する計画は適切か <p>(A、B及びC区分)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実用化までのシナリオ（ロードマップ等）は描けているか <p>(A、B区分)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・競合技術の把握・分析ができているか ・成果は、他の競合技術と比較して優位性があるか <p>(D区分)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・研究目標達成後、成果は産業技術分野への応用に結びつく可能性が高いか ・企業活動の現状を正しく反映し、かつ客観的に測量し得るものとして評価できるか ・研究成果が企業の経営戦略の策定・実践に一定のインパクトを与えるか ・研究成果が我が国の産業競争力強化のための産業技術政策立案に有意義であるか
	⑤産業・社会への波及効果	<ul style="list-style-type: none"> ・実用化された場合、産業界や社会への波及効果は高いか（A、B、C及びE区分） ・波及する産業や社会は幅広く、市場性は大きい（A、B、C及びE区分） ・当該技術シーズは、市場動向、技術戦略マップ等から見て、大きな産業ニーズ・社会ニーズに基づくものか（A、B及びE区分） ・企業の経営戦略の策定・実践へ展開が図れるか。（D区分） ・我が国の産業競争力強化のための産業技術政策立案への展開が図れるか。（D区分）
	⑥産業界との連携可能性（A、B、C及びE区分）	<ul style="list-style-type: none"> ・現時点で具体的な契約は無いものの、今後民間企業との連携に至る可能性が高いか ・既に具体的な契約がある等、連携先企業を有しているか ・既に当該研究に関する共同研究契約がある等、緊密な連携が図られているか ・連携企業の役割は妥当であるか ・連携企業は当該技術の実用化に向け意思を有するか

	⑦省エネルギー効果又は石油代替効果（A、B、E区分）	<ul style="list-style-type: none"> ・省エネルギー効果はあるか ・石油代替の促進に効果的であるか ・原油換算効果量積算値は妥当か ・省エネルギー又は石油代替促進の効果は大きいか
--	----------------------------	---

〈助成条件〉

(1) 研究開発テーマの実施期間

4年又は2年とする。

ただし、優れた研究成果をあげて、発展の見込まれる研究テーマと NEDO 技術開発機構が認め、かつ研究代表者が希望し、予算措置が可能なときは、研究開発期間を延長し、追加助成をする場合がある。

(2) 研究開発テーマの規模・助成率

助成対象経費の範囲は、研究開発の遂行に必要な直接経費と、研究開発の遂行に伴う研究機関の管理等に必要な経費としての間接経費（直接経費の30%相当額）とする。

ただし、事業進捗に応じ特に必要と認められるテーマについては、下記の額を超えて助成する場合がある。

区分	分野	直接経費（上限）/助成期間	間接経費	助成率
A	ライフサイエンス	5,000 万円/4 年（ステージ I: 2,500 万円/2 年、ステージ II: 2,500 万円/2 年） または、3,000 万円/2 年	直接経費の 30% 相当額	100%
〃	情報通信	〃	〃	〃
〃	ナノテクノロジー・材料	〃	〃	〃
〃	製造技術	〃	〃	〃
B	環境エネルギー	〃	〃	〃
C	革新的融合	5,000 万円/4 年（1～2 年目: 3,000 万円）	〃	〃
D	産業技術に関する社会科学	1,000 万円/2 年	〃	〃
E	国際ナショナル	5,000 万円/4 年（1～2 年目: 3,000 万円）	〃	〃

(3) 採択予定件数

継続予定: 363 件

新規採択予定: 提案内容の優れた研究テーマを予算の範囲内で採択する。

(4) 本年度事業規模

会計	金額（百万円）
一般	2,242
需給（エネルギー使用合理化）	1,347
需給（石油代替）	750
合 計	4,339

事業規模については、変動があり得る。

4.3 これまでの事業実施状況（平成 16 年度以降）

(1)実績額推移(百万円)

会計	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度
一般	1,853	2,701	2,963	2,640
需給（エネルギー使用合理化）	944	2,726	3,533	2,199
需給（石油代替）	964	1,867	1,384	819
合 計	3,761	7,294	7,880	5,658

(注) 平成 16 年度は、交付決定期間が年度末をまたぐ事業については年度末中間検査を行わず翌年度に検査・費用化したため、その年度の支払額とは異なる。

(2)応募件数及び採択件数推移

会計	平成 16 年度		平成 17 年度		平成 18 年度		平成 19 年度	
	応募	採択	応募	採択	応募	採択	応募	採択
一般		43		66		51		50
需給（エネルギー使用合理化）		48		78		54		7
需給（石油代替）		29		29		14		0
合 計	1,506	120	1,257	173	807	119	494	57

(注) 会計ごとには募集していないため、会計ごとの応募件数の区分表示は不可能。

(3)継続・終了実績

採択年度	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
継続件数	218	251	398	403	363
終了件数	87	26	114	97	192(予定)

5. 事業の実施方式

5.1 実施体制

－別紙①参照－

5.2 公募

(1)掲載する媒体

NEDO 技術開発機構ホームページ等に公募情報を掲載する。

(2) 公募開始前の事前周知

公募開始の 1 か月前に NEDO 技術開発機構ホームページ等で行う。

(3) 公募時期・公募回数

平成 20 年度第一回公募は、平成 19 年 11 月から行う。また、予算等を勘案し複数回の公募を行う。

(4) 公募期間

30 日以上とする。

(5) 公募説明会

主要都市で開催する。また、各機関からの要望に応じ、可能な限り個別にも開催する。また、随時の応募相談受付を行う。

(6) 電子申請

電子申請による受付を引き続き実施する。

5.3 採択方法

(1) 審査方法

外部専門家による事前書面評価（ピアレビュー）及び審査委員会での審査を経て、プログラムディレクターが採択候補の案を策定し、契約・助成審査委員会で決定する。

(2) 公募締切りから採択決定までの審査等の期間

90 日以内とする。

(3) 採択結果の通知

採択結果については、NEDO 技術開発機構から研究代表者に通知する。

採択の場合は、助成を認める上限額及び研究開発の実施に当たって留意すべき事項等を記載する。また、研究開発の実施内容や助成対象経費の変更等を受け入れることを条件として、採択を認める場合がある。

不採択の場合は、その明確な理由を記載する。

(4) 採択の公表

採択テーマについては、研究代表者の氏名、所属機関、部署、役職、研究テーマ名、概要、研究開発期間等を公表する。また、提案審査委員名も同時に公表する。

5.4 研究開発テーマ評価に関する事項

(1) 評価項目・基準

① 中間評価

評価項目	評価内容
研究進捗状況	<ul style="list-style-type: none">・ 目標の達成は見込めるか。・ 進展はあったか。遅れている場合は対策が実施（検討）されているか。
成果発表・特許	<ul style="list-style-type: none">・ 論文、特許、受賞等。
産業応用・実用化	<ul style="list-style-type: none">・ 産業技術として実用化・事業化に結びつく可能性があるか。・ 実用化に向けたアプローチ（連携企業等）はうまく行われているか。

② 事後評価

評価項目	評価内容
目標の達成度	<ul style="list-style-type: none">・ 成果は目標値をクリアしているか。・ 全体としての目標達成度はどの程度か。
成果の意義・波及効果	<ul style="list-style-type: none">・ 成果には新規性・独創性・革新性があるか。・ 成果は、世界的に見てどの程度の水準にあるか。・ 成果は、新たな技術領域を開拓することにつながるか。・ 投入された予算に見合った成果が得られているか。・ 成果は関連分野への技術的波及効果及び経済的波及効果を期待できるものか。・ 研究の実施自体が当該分野の研究開発を促進するなどの波及効果を生じているか。
特許・成果発表	<ul style="list-style-type: none">・ 特許等は適切に出願されているか。・ 外国での積極的活用が想定される場合、外国の特許を取得するための国際出願が適切にされているか。・ 論文発表の質や量は十分か。
成果の実用化可能性	<ul style="list-style-type: none">・ 産業技術として実用化・事業化に結びつく可能性があるか。・ 実用化に向けたアプローチ（企業連携等）は行われているか。

(2) 評価実施時期

① 中間評価

研究開発期間が4年の場合は、2年目の半ばに外部有識者による中間評価を実施する。

特に、中間評価ゲート方式等を導入するとして採択した研究テーマについては、中間時点での評価結果が一定水準に満たないテーマについては、ステージⅠをもって終了とする。

② 事後評価

研究開発期間終了後に、外部有識者による事後評価を実施し、結果を公表する。

6. その他重要事項

6.1 評価

NEDO技術開発機構は、政策的観点から見た制度の意義、目標達成度、将来の産業への波及効果、効果的な制度運営等の観点から、制度評価を制度評価指針に基づき実施する。

6.2 複数年度交付決定の実施

平成 20 年度公募においては、平成 20 年度～平成 22 年度までの複数年度交付決定を行う。

6.3 継続事業に係る取扱いについて

継続助成先の合計数は、363 件。(平成 20 年 3 月現在見込み。)

研究代表者に特段の事由がない限り、助成先は前年度と変更はない。

6.4 事業実施における留意点

- ・テーマの選定に当たっては、基礎的・基盤的なものから、広範な産業への波及効果が期待できるものまで、将来の産業技術シーズとして広くポテンシャルを有するテーマを採択する。
- ・所属機関や経歴・業績などにとらわれず、若手研究者や地方の大学・公的研究機関の優れた提案も積極的に発掘する。その際、配分先の不必要な重複や過度の集中排除に努めるものとする。
- ・事業の実施に基づく査読済み研究論文の予算当たりの発表数を、技術分野ごとの特徴その他適当な条件を加味した上で、第 1 期中期目標期間と同等以上とすることを目指す。
- ・事業の研究成果が、どのような社会的インパクトを与えたかをシミュレートできるモデル及び指標に関する検討に着手する。

6.5 その他

(1) 制度改善

- ・国際共同研究助成事業（NEDO グラント）の統合・大括り化

平成 19 年度から、「国際共同研究助成事業（NEDO グラント）」（施策：工業標準・知的基盤の整備、国際共同研究の助成）を本制度に統合・大括り化して実施している。

- ・助成額の上限の柔軟な運用の確保

成果を得るために特に助成額の増額が必要と認められる場合に柔軟な運用ができるように、上限額を超えて助成することを可能とする。

- ・公募技術区分の大括り化

平成 20 年度より、長期戦略指針「イノベーション 25」（平成 19 年 6 月 1 日、閣議決定）等を踏まえ、平成 19 年度までの募集区分 A の環境分野、募集区分 B のエネルギー分野を大括り化し、「環境エネルギー分野」として公募している。

7. スケジュール

7.1 本年度のスケジュール(平成20年度第1回公募) (予定)

公募開始	平成19年11月30日
公募締切り	平成20年1月24日
事前書面評価 (ピアレビュー)	3月20日から3月10日
審査委員事前書面評価	3月中旬から4月上旬
審査委員会	4月上旬から4月中旬
部長会	4月中旬
契約・助成審査委員会	4月下旬
採択決定 (公募締切日から90日以内)	4月下旬 (4月23日期限)
助成開始	6月～

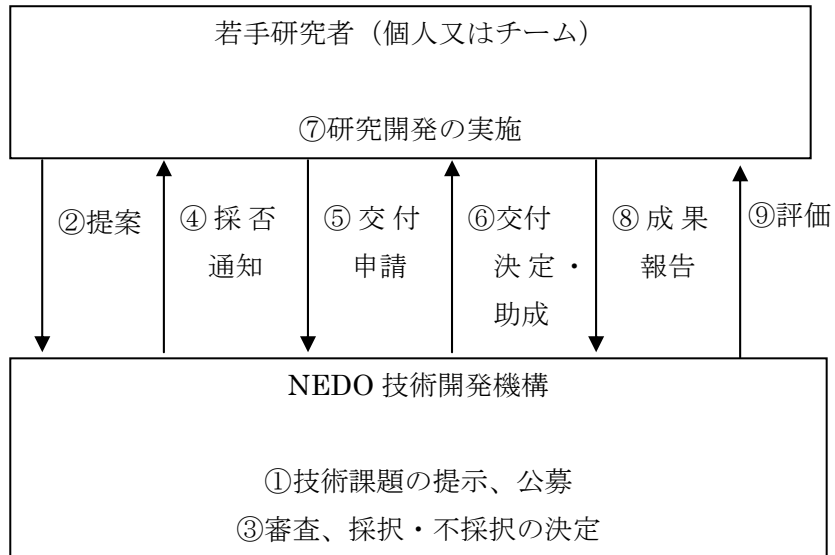
(第2回公募のスケジュール等は検討中)

7.2 来年度の公募

平成20年度中に次年度第1回の公募を開始する。

(別紙①)

産業技術研究助成事業の実施体制



●国際共同研究助成事業（NEDO グラント）

※この事業は、産業技術研究助成事業（若手研究グラント）と大括り化し、本年度は、研究期間が平成20年9月までの12件を継続実施しているところ。助成中のテーマに係る採択時の事業概要、条件等は以下のとおりである。

1. 事業内容

1.1 事業概要

将来の産業創出に資する基礎的・基盤的な研究開発、産業技術の向上に寄与し、国際規格の策定につながる研究開発、石油代替エネルギーの製造・利用及び地球環境の保全・改善に資する産業技術の実用的な研究開発を行う国際共同研究チーム（以下「研究チーム」という。）からの優れた各分野の研究開発テーマを公募し、優れた研究開発テーマに対して助成金を交付する。

分野	対象とする研究テーマ
産業技術	将来の産業創出に資する、ナノテクノロジー・材料、情報通信及びライフサイエンス等の基礎的・基盤的な研究テーマ。
国際標準創成	産業技術の向上に寄与する国際規格の策定に必要な研究テーマ。
エネルギー	石油代替エネルギーの製造又は利用（発電、電力負荷低減、有効利用等）に関する産業技術の実用化研究テーマ。
地球環境	地球環境の保全及び改善に資する産業技術の実用化研究テーマ。

1.2 事業方針

(1)事業対象者

以下の要件をすべて満たすことのできる研究チームを、助成の対象とする（民間企業を含む。）。

- (a) 研究チームは、提案する研究開発内容を適切に実施する能力を持つ研究者で構成されていること。また、単に各研究者が分担して研究を行うだけでなく、研究者が相互に密接に連携し、「共同研究チーム」としての活動を行い、共同研究の有効性の生かせる研究チームであること。
- (b) 研究チームの構成者は、原則として研究機関に所属し、研究計画の遂行及び研究活動に係る会計管理に関して責任を持てる人物であること。
- (c) 研究チームを構成する研究者は、原則として4名以上であること。
- (d) 研究チームを構成する研究者の国籍は、日本を含む2か国以上であること。
- (e) 研究チームを構成する研究者の所属機関（共同研究を実施する研究機関）は、日本を含む複数国に存在していること。
- (f) 研究チームを構成する研究者の中から研究代表者を定めること。研究代表者は、所属する研究機関の所在地及び研究の実施場所が日本国内であること、又は日本国籍を有すること。研究代表者は、研究チームを代表して研究計画の作成、実施に当たり、中心的役割を果たす人物を選定すること。
- (g) 研究チームを構成する研究者の中から会計担当者を定めること。会計担当者は、研究チーム

内の会計事務を行うため、会計担当者の所属する研究機関の所在地及び研究の実施場所は日本国内とし、会計については、NEDO 技術開発機構とのコミュニケーションを日本語で行うことのできる者を選定すること。

(2)対象研究開発テーマ

下記の各分野のうち、産業技術、国際標準創成及びエネルギー分野のテーマを対象とし、助成する。

分野	対象とする研究テーマ
産業技術	将来の産業創出に資する、ナノテクノロジー・材料、情報通信及びライフサイエンス等の基礎的・基盤的な研究テーマ。
国際標準創成	産業技術の向上に寄与する国際規格の策定に必要な研究テーマ。
エネルギー	石油代替エネルギーの製造又は利用（発電、電力負荷低減、有効利用等）に関する産業技術の実用化研究テーマ。
地球環境	地球環境の保全及び改善に資する産業技術の実用化研究テーマ。

(3)審査項目

評価項目		評価内容
技術的観点からの評価	①研究開発目標の妥当性	<ul style="list-style-type: none"> ・目標は具体的であるか。 ・目標は明確に設定されているか。 ・目標レベルは世界的に見て高いか。(A、B、C及びE区分)
	②研究開発計画の妥当性	<ul style="list-style-type: none"> ・実現性の高い研究計画であるか。 ・実現可能なスケジュールであるか。 ・研究期間、研究費総額及びチームの場合のチーム研究実施の必要性は妥当であるか。 ・有効な国際連携が図られているか。(E区分)
	③研究開発内容の新規性・独創性・革新性(・融合性(C区分))	<ul style="list-style-type: none"> ・最新の研究開発動向に照らして、新規性は認められるか。 ・研究開発内容に独創性は認められるか。 ・飛躍的に技術レベルを高めるブレイクスルーポイントがあるか。(A、B及びE区分) ・これまでに試みられていない異分野の研究の融合による革新性が認められるか。(C区分) ・イノベーション(競争力の源泉)の要因を合理的根拠で示唆し得るものか。(D区分)

産業応用化の観点からの評価	④実用化（産業・社会への応用（D区分））の可能性	(A、B、C及びE区分) ・研究目標達成後、成果は実用化・事業化に結びつく可能性はあるか。 ・実用化に有用な特許はあるか。 (D区分) ・企業活動の現状を正しく反映し、かつ客観的に測量し得るものとして評価できるか。 ・研究成果が企業の経営戦略の策定・実践に一定のインパクトを与えるか。 ・研究成果が我が国の産業競争力強化のための産業技術政策立案に有意義であるか。
	⑤産業・社会への波及効果	(A、B、C及びE区分) ・実用化された場合、産業界や社会への波及効果はあるか。 ・波及する産業や社会は幅広いかな。 ・市場性は大きいか。 (D区分) ・企業の経営戦略の策定・実践へ展開が図れるか。 ・我が国の産業競争力強化のための産業技術政策立案への展開が図れるか。
	⑥産業界との連携可能性（A、B、C及びE区分）	・連携企業を有しているか。 ・緊密な連携が図られているか。 ・連携企業の役割は妥当であるか
	⑦省エネルギー効果又は石油代替効果（A、B、E区分）	・省エネルギー効果はあるか。 ・原油換算効果量積算値は妥当か。 ・石油代替の促進に効果的であるか。

〈助成条件〉

(1) 研究開発テーマの実施期間

3年を限度とする。ただし、必要に応じて延長する場合がある。

(2) 研究開発テーマの規模・助成率

i) 助成額

7,000万円以内/3年間

5,000万円以内/2年間

3,000万円以内/1年間

ただし、事業進捗に応じ特に必要と認められるテーマについては、上記の額を超えて助成する場合がある。

ii) 助成率

定額助成

(3) 採択予定件数

継続予定: 12 件

新規採択予定: なし。

(4) 本年度事業規模

会計	金額 (百万円)
一般 (基礎研究)	0
一般 (国際標準創成)	115
需給 (エネルギー (有効利用))	0
合計	115

事業規模については、変動があり得る。

1.3 これまでの事業実施状況 (平成 16 年度以降)

(1) 実績額推移 (百万円)

会計	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度
一般 (基礎研究)	100	236	99	25
需給 (エネルギー使用合理化)				40
一般 (国際標準創成)	40	144	323	550
需給 (エネルギー (有効利用))	25	37	173	
需給 (地球環境)	200	25	-	50
電源 (エネルギー (発電関連))	-	-	-	
合計	365	442	595	665

(注) 平成 16 年度は、交付決定期間が年度末をまたぐ事業については年度末中間検査を行わず翌年度に検査・費用化したため、その年度の支払額とは異なる。

(2) 応募件数及び採択件数推移

会計	平成 16 年度		平成 17 年度		平成 18 年度	
	応募	採択	応募	採択	応募	採択
一般 (基礎研究)	124	5	-	-	-	-
一般 (国際標準創成)	-	-	199	12	-	-
需給 (エネルギー (有効利用))	43	1	-	-	-	-
需給 (地球環境)	44	0	-	-	-	-
電源 (エネルギー (発電関連))	-	-	-	-	-	-
合計	211	6	199	12	-	-

(3) 継続・終了実績

採択年度	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
継続件数	16	9	18	18	12
終了件数	13	3	0	6	12(予定)

2. 事業の実施方式

2.1 実施体制（別紙②参照）

2.2 公募

新規公募は実施しない。

2.3 研究開発テーマ評価に関する事項

(1) 評価項目・基準

① 中間評価

評価項目	評価内容
研究の進捗状況、 目標達成度	<ul style="list-style-type: none">・ 研究開発提案書に記載された目標について計画どおりに研究が進んでいるか。・ 不達の場合は十分な対策が講じられているか。
研究の成果	<ul style="list-style-type: none">・ 論文、発表、特許出願の質・量は十分か。・ 成果は新規性・独創性・革新性に優れているか。
産業技術への寄 与・貢献	<ul style="list-style-type: none">・ 実用化に向けたアプローチがあるか。・ 研究終了後の成果の応用・実用化についての具体的な計画、見通しがあるか。・ 我が国の産業技術の国際的レベルの向上又は新規産業創出などへ貢献できるか。・ 将来の国際規格策定に繋がる可能性があるか。
共同研究の実施体 制	<ul style="list-style-type: none">・ 国際共同研究としての十分な研究推進が認められるか。・ その効果、意義、成果が認められるか。

②事後評価

評価項目	評価内容
目標の達成度	<ul style="list-style-type: none">・申請書に記載された目標は、どの程度果たされているか。・得られた成果は、目標値をクリアしているか。
成果発表の質・量	<ul style="list-style-type: none">・論文・学会発表・特許出願・知的財産・国際規格などの質・量は十分か。・成果には、新規性・独創性・革新性があるか。・産業技術の創出・向上に有用な内容が含まれているか。
産業技術の国際的向上又は新規産業創出への貢献度	<ul style="list-style-type: none">・国際的な産業技術水準の向上が認められるか。・石油代替エネルギー・省エネルギーに寄与するか、地球環境の保全・改善に資するか、新規産業の基盤となり得るか、国際規格の策定につながるか。・新たな技術領域を開拓することにつながるか。・関連分野への波及効果が認められるか、あるいは期待できるか。
国際共同研究の意義	<ul style="list-style-type: none">・国際共同研究の主旨に沿って研究が進められたか。・国際交流の進展に寄与したか。・国際的な共同研究として有効であったか。

(2)評価実施時期

①事後評価

研究開発期間終了後に、事後評価を実施する。

3.その他重要事項

3.3 継続事業に係る取扱いについて

助成先は前年度と変更はない。(別添に定めることとする。)

合計 12 件に対して、助成継続中。

3.4 その他

(1)制度改善

・国際共同研究助成事業 (NEDO グラント) の統合・大括り化

平成 19 年度から、「国際共同研究助成事業 (NEDO グラント)」(施策: 工業標準・知的基盤の整備、国際共同研究の助成) は、産業技術研究助成事業に統合・大括り化して実施。

(別紙②)

国際共同研究助成事業（NEDO グラント）の実施体制

